藤井寺市告示 第 84 号

公　示　送　達　書

下記の書類は、送達不能のため国民健康保険法第78条の規定により公示送達する。

記

送達を受けるべき者		書類の名称	備考
住所又は所在地	氏名又は名称		
	出水 悠汰	令和7年度国民健康保険料納付通知書	

上記の書類は保険年金課で保管し、当該書類の送達を受けるべき者に当該書類をいつでも交付する。

令和8年6月8日

藤井寺市長　　岡　田　　一　樹

藤井寺市長印

注意：上記の書類を受領しなくても、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、当該書類の送達があったものとみなす。